

専決処分の承認について

秦野市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 3 年 4 月 1 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、秦野市市税条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市市税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方税法の一部改正に伴い、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を比準課税標準額による価格とする経過措置について、令和5年度まで延長するため、改正する。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
附則第 16 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条の規定により平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条の規定により令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第 16 項の規定は、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 - 1 5 (略)</p> <p>(令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>1 6 <u>地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号)</u> <u>附則第 1 4 条の規定により令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 1 8 条の 3 (法附則第 2 1 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> 及び法附則第 2 5 条の 3 (法附則第 2 7 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定を適用しない。</p> <p>1 7 - 5 2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 - 1 5 (略)</p> <p>(平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>1 6 <u>地方税法等の一部を改正する法律 (平成 3 0 年法律第 3 号)</u> <u>附則第 2 2 条の規定により平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 1 8 条の 3 (法附則第 2 1 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> 及び法附則第 2 5 条の 3 (法附則第 2 7 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定を適用しない。</p> <p>1 7 - 5 2 (略)</p>

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第16項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行が必要な部分について、専決処分により次のとおり市税条例を改正したものです。

1 改正の概要

用途変更宅地等^(※1)及び類似用途変更宅地等^(※2)に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を比準課税標準額による価格とする経過措置の適用期間について、3年間延長し、令和 5 年度までとしたものです。

※1 用途変更宅地等…宅地であって、住宅用地から事務所や店舗などの非住宅用地へ変更された土地

※2 類似用途変更宅地等…宅地以外の地目から、地目変更によって宅地となった土地など

2 経過措置の内容

平成 10 年の税制改正により、平成 11 年度からは、市全体における用途ごとの「平均負担水準」を用いて簡易に税額計算が行えるようになりました。

しかし、「平均負担水準」を用いる方法では、地域の状況により税負担に差が生じ、税の公平性を欠くおそれがあるため、地方税法において、市町村が条例で定めた場合は「平均負担水準」を用いずに過去からの遡り計算を行うことで当年度の課税標準額を算出する「比準課税標準額」を用いる経過措置が時限的に認められています。

本市では、この経過措置を適用することとし、地方税法において平成 12 年度以降に行われている 3 年ごとの経過措置の期間延長に合わせ、市税条例の改正を行ってきました。

令和 3 年度の地方税法の一部改正により、この経過措置が令和 5 年度まで延長されたことに伴い、これまでと同様に、適用期間を 3 年間延長し、令和 5 年度までとするよう市税条例を改正したものです。

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日